

十和田地域広域事務組合ごみ有料化等検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、十和田地域広域事務組合の組織市町村におけるごみの減量化及び適正処理を推進するため、十和田地域広域事務組合ごみ有料化等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 この委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号について検討することを目的とする。

- (1) ごみの減量化・資源化について
- (2) 家庭ごみの有料化について
- (3) その他必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係市町村の推薦する住民代表者
- (3) 関係市町村担当課の職員
- (4) 廃棄物処理業者
- (5) その他管理者が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、事務局業務課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月14日から施行する。